

議案第 1 3 1 号

前橋市保健所関係使用料及び手数料条例及び前橋市旅館業法等施行条例の  
改正について

令和 5 年 9 月 5 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市保健所関係使用料及び手数料条例及び前橋市旅館業法等施行条例の  
一部を改正する条例

(前橋市保健所関係使用料及び手数料条例の一部改正)

第 1 条 前橋市保健所関係使用料及び手数料条例（平成 2 0 年前橋市条例第 4 4 号）  
の一部を次のように改正する。

別表第 3 8 号中「又は第 3 条の 3 第 1 項」を「、第 3 条の 3 第 1 項又は第 3 条の  
4 第 1 項」に改める。

(前橋市旅館業法等施行条例の一部改正)

第 2 条 前橋市旅館業法等施行条例（平成 2 3 年前橋市条例第 4 4 号）の一部を次の  
ように改正する。

第 2 条第 1 項各号列記以外の部分及び第 3 条各号列記以外の部分中「及び第 3 条  
の 3 第 3 項」を「、第 3 条の 3 第 2 項及び第 3 条の 4 第 3 項」に改める。

第 1 2 条各号列記以外の部分中「第 5 条第 3 号」を「第 5 条第 4 号」に改める。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るため  
の旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 5 2 号）の施行の日又はこの条  
例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。